

農 地 賃 借 料 情 報

令和7年1月から令和7年12月までに、農地法3条の許可および農業経営基盤強化促進法に基づく公告がなされた農地の賃貸借契約における賃借料の平均額は、以下のとおりです。

松川町農業委員会

10a 当たり 単位：円

地区	区分	水稲		普通畑		果樹		柿	
		金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数
元大島	最高額	14,000	17	9,005	3	35,150	31	9,005	10
	平均額	9,166		8,408		10,072		7,339	
	最低額	5,555		7,216		4,000		5,000	
大島	最高額	—	1	9,000	24	20,000	57	—	7
	平均額	—		6,666		11,032		11,000	
	最低額	—		3,000		5,000		—	
上片桐	最高額	22,410	15	11,308	30	22,377	45	8,000	15
	平均額	10,747		3,192		7,724		5,166	
	最低額	6,000		1,523		3,000		3,000	
生田	最高額	12,000	10	—	3	—	—	8,000	4
	平均額	6,600		—		—		6,500	
	最低額	8,000		—		—		5,000	
(参考) 松川町平均		9,396	43	8,907	60	9,383	133	8,838	36

※各地区ごとの賃借料の目安となるものです。あくまで目安としての金額であり、対象農地の状況等に合わせ当事者同士で話し合いの上、決定してください。

※無償で締結された契約は件数から除いてあります。
また、件数が少なく個別の数字を特定してしまう欄は、表示しておりません。